(B)　工事種別　電気工事　次のａからｃまでの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　用途　(A)ｃに同じ

ｃ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備

ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａからｂすべての条件を満たす工事とする。

(C)　工事種別　管工事　次のａからｃまでの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　用途　(A)ｃに同じ

ｃ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備

ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の管工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａからｂすべての条件を満たす工事とする。

イ　複数の建設企業が上記アの(A)から(C)までの工事種別毎に分担する場合は、各々分担する工事種別について同種工事の実績を有すること。また、電気工事又は管工事で工事種目を分割して工事を分担する場合は、それぞれ分割する工事種目ごとに同種工事の実績を有すること。

ウ　複数の建設企業が同一工事種別の工事を共同して行う場合又は工区を分割して工事を分担する場合は、１者が同種工事の実績を有し、その他の建設企業は、平成23年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに完成及び引渡しが完了した次の(A)から(C)までの要件を満たす工事の施工実績を有すること。施工実績は、公共・民間工事を問わない。また、(A)については元請けとしての施工実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）に限る。(B)及び(C)は元請け又は下請けとしての施工実績を有すること。なお、施工実績は記載した同種工事の施工に携わったことが確認できる工事に限る。

(A)　工事種別　建築工事　次のａ及びｂの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事）の施工実績を有すること。

ａ　構造　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造

ｂ　規模　１棟で延べ面積3,000㎡以上

(B)　工事種別　電気工事　次のａ及びｂの要件をすべて満たす新設の電気工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　工事種目　電灯設備及び火災報知設備

ただし、電灯設備と火災報知設備が別々の電気工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａの条件を満たす工事とする。

(C)　工事種別　管工事　次のａ及びｂの要件をすべて満たす新設の管工事（工事種目についてのシステム一式工事（機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。））の施工実績を有すること。

ａ　規模　(A)ｂに同じ

ｂ　工事種目　空気調和設備及び給排水設備

ただし、空気調和設備と給排水設備が別々の管工事の実績であってもよいが、それぞれ上記ａの条件を満たす工事とする。

⑤　次のアからウに掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を、当該工事に配置できることとし、アからウごとにそれぞれ１名とし、互いに兼務することは認めない。ただし、事業契約締結日から工事の始期までの間は、配置予定技術者の配置を要しないが、アについては第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならない。

なお、一の企業が上記④ア(A)から(C)まですべての工事を実施する場合の(B)及び(C)の主任技術者はその一次下請け企業の主任技術者でも可とする。その際、イ及びウについては、第一次審査資料提出時点において、配置予定技術者の記載を求めないが、工事の始期までに原則としてイ及びウと同等以上の要件を満たす配置予定技術者を配置すること。

さらに、在籍出向者等を配置予定技術者として配置する場合は、「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）、「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和５年３月13日付け国不建第601号）、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）又は「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）において定められた在籍出向の要件に適合していること。

ア　工事種別　建築工事

(A)　配置予定技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおり。

ａ　一級建築士の免許を有する者

ｂ　１級建築施工管理技士と同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（建設業法第15条第２号ハ該当「建設省告示第128号（平成元年１月30日）最終改正：平成12年12月12日建設省告示第2345号」を参照）

ｃ　１級建築施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６ヵ月以内に限る。）

(B)　平成23年４月１日以降、第一次審査資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、次のａからｃまでの要件をすべて満たす工事（建築物の建築一式（躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築（増築にあっては増築部分とする。））工事。公共・民間工事を問わない。）の施工経験を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。施工実績は、公共・民間工事を問わない。また、同種工事の経験として記載した工事の従事期間については、当該工事へ従事した期間が工期（設計図書、打合せ記録等で専任の免除を明確にした期間を除く。）の１／２未満の場合は、同種工事の経験としては認めないこととする。ただし、当該工事へ従事した期間が、12か月以上の場合は、同種工事の経験として認めるものとする。